

新大宮上尾道路は、国道17号の慢性的な交通渋滞の緩和や埼玉県中央地域の健全な発展などを目的とする、さいたま市中央区から鴻巣市に至る延長約25.1kmの高架構造の自動車専用道路です。

平成28年度に、さいたま市中央区円阿弥から上尾市堤崎(与野～上尾南間)の延長約8.0kmが事業化され、平成29年度から国土交通省関東地方整備局と首都高速道路株式会社の共同で事業を進めています。

令和2年3月に都市計画事業の承認及び認可が告示され、用地買収の対象となる地権者の皆様には7月～8月にかけて設計用地説明会を開催したところです(詳細は右側をご覧ください)。一方で、沿道の皆様への説明会については、6月の「国道17号新大宮上尾道路の設計用地説明会資料回覧のお知らせ」にて、その開催について改めてお知らせすることとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催しないこととしましたのでご了承下さい。

なお、皆様に事業に対する理解を深めて頂くために、説明会の代替として「国道17号新大宮上尾道路NEWS」を発行することとしました。今後、事業の進捗に合わせ、随時情報発信を行う予定ですのでよろしくお願い致します。

事業に関するご質問・ご意見は随時お受けしておりますので、お問い合わせください(問合せ先は本紙に記載してあります)。

新大宮上尾道路 現在の状況(空撮)



与野JCT(仮称)付近



円阿弥付近



三橋5丁目付近



宮前付近

.....:新大宮上尾道路位置(イメージ)

※写真は令和2年2月に撮影

計画されている出入口について

- ◇ 新大宮上尾道路(与野～上尾南)には、「大宮出入口」、「宮前南出入口」、「宮前出入口」、「上尾南出入口」の合計4カ所を新たに設置する計画となっています。
- ◇ 「宮前南」「上尾南」の出入口は、出口は桶川方面のみ、入口は東京方面のみとなります。
- ◇ 「大宮」「宮前」の出入口は、出口は東京方面のみ、入口は桶川方面のみとなります。



地権者の方を対象とした設計用地説明会を開催しました

令和2年7月21日(火)～8月2日(日)の期間で、地権者の方を対象とした設計用地説明会を開催しました。

当初、説明会は令和2年3月に行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため延期となっております。今回、感染症防止対策として、従来の一堂に会した説明会形式とせず、オープンハウス形式(道路事業の内容について図面等の掲示を行い、密集を避けて少人数にて説明させて頂く形式)とし、参加される方は、事前予約制とした上で、時間を分けて来場して頂く形にて実施しました。

また、説明会場では、「受付→動画閲覧ブース→図面閲覧ブース→質問記入ブース→退場」と動線を一方通行にして、説明方法や時間を制限させて頂き、来場者同士の「密」を防ぐ取り組みも行いました。

この説明会を踏まえて、令和2年8月に公共の敷地(道路等)に用地幅杭を設置しております。

※説明に使用した資料は大宮国道事務所のHPでご覧になれます。

(<https://www.ktr.mlit.go.jp/oomiya/oomiya00424.html>)



<オープンハウスでの動画閲覧状況>



<幅杭の設置状況(イメージ)>

用地取得に向けた手続きを進めています

令和2年10月9日(金)～21日(水)(国土交通省)及び10月26日(月)～12月6日(日)(首都高速道路(株))にて、用地境界立会を実施しました。

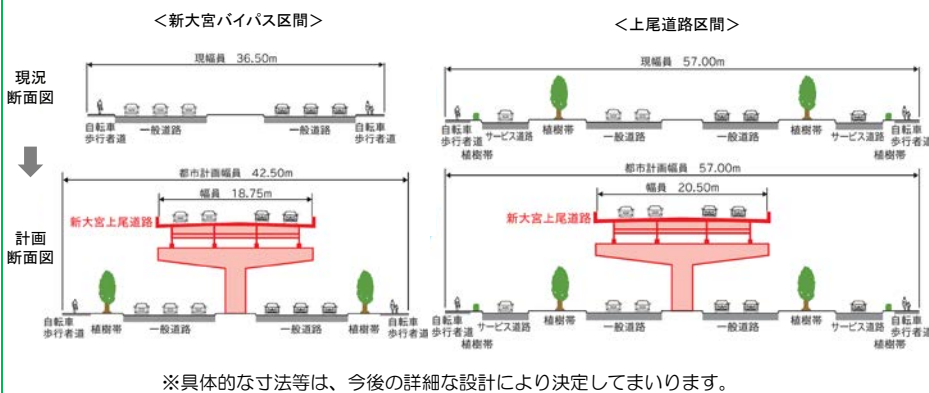


<国土交通省の用地境界立会状況>

期間中は、地権者および隣接者の皆様に、現地にて土地境界を確認して頂き、中には遠方から来られた方もいらっしゃいました。ご協力ありがとうございました。なお、実施にあたりましては、集合場所でのアルコールスプレー等の設置や、パーティションを設けた説明、立会時における少人数の班編成などの感染症防止対策を講じました。

引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分注意しつつ、用地取得に向けた物件調査等を実施させて頂きまますので、ご協力をよろしくお願い致します。

高架橋の設計を進めています



高架橋のイメージ図



※新大宮上尾道路は、沿道の皆様の視点及び一般国道走行中の視点を考慮し、大規模構造物による圧迫感や附属物等による煩雑感の軽減に配慮しながら設計を行っています。

環境対策について

◇周辺環境対策として、遮音壁、裏面吸音板、高機能舗装を実施する予定です。また、日照障害につきましても適切に対応してまいります。

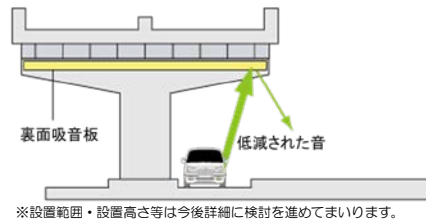
■遮音壁の設置

遮音壁の設置により、沿道に伝わる交通騒音を低減します。



■裏面吸音板の設置

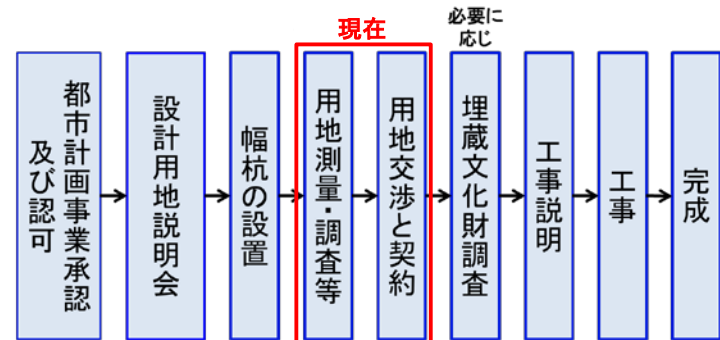
裏面吸音板は、橋桁の裏面に吸音パネル等を設置し、反射音を低減させるものです。



■日照障害について

基準値以上の日影が生じた場合には、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」（昭和51年建設省計用発第4号）に基づき適切に対応してまいります。

事業の流れについて



※新大宮上尾道路は、皆様のご理解とご協力を頂きながら事業を進めてまいります。



用地測量・調査等は、権利者調査に基づき、土地所有者等の皆様に境界立会をして頂きます。



物件調査等は、建物、工作物、立木（たちき）等の調査となります。調査員が建物及び敷地内に入っていく事になりますので、所有者及び居住されている方と相談しながら調査日を決めさせていただきます。



調査結果について、土地所有者には土地調査、物件所有者には物件調査を作成いたしますので、それぞれの調査に署名・押印をお願いすることになります。

お問い合わせ先

<用地補償について>

- 国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所 用地第二課
〒331-9649 埼玉県さいたま市北区吉野町1-435
TEL:048-669-1203
- 首都高速道路株式会社 更新・建設局 埼玉用地事務所
〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-3
TEL:048-729-7640

<事業計画について>

- 国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所 工務課
〒331-9649 埼玉県さいたま市北区吉野町1-435
TEL:048-669-1204
- 首都高速道路株式会社 更新・建設局 調査・環境課
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2-2-1 KANDA SQUARE 17F
TEL:03-6803-3770

※いずれも受付時間は(平日)10:00~17:00となります。